

P2P著作権侵害における 発信者情報開示請求について

2016年11月29日

一般社団法人日本レコード協会
著作権・契約部 部長 楠本 靖

日本レコード協会（RIAJ）の概要

（**R**ecording **I**ndustry **A**ssociation of **J**apan）

- 1942年4月、（社）日本蓄音機レコード文化協会として設立。
- 1969年、現在の名称に変更。
- 日本の主要レコード会社（60社）を会員とする産業団体
- 国際レコード産業連盟（IFPI）の日本支部（1957年～）
- 主な事業：
 - レコード製作者の権利確保のための法的諸施策の実施
 - 違法利用防止のための著作権啓発活動
 - レコードに関する調査・統計、出版物の刊行
 - 音楽用CD等の普及促進、需要拡大のための事業
 - 日本のレコードの海外展開支援
 - 二次使用料、貸レコード報酬の徴収・分配に関する指定団体業務 等

違法な音楽配信の実態

権利侵害の実態が顕著な類型

音楽・音楽ビデオなど
(CD、放送などから)

10年以下の懲役もしくは
1,000万円以下の罰金またはその併科

違法なアップロード

動画共有サイト
(YouTubeなど)

P2Pファイル
共有ソフト
(Winnyなど)

スマホアプリ

ストレージ
サービス
(海外サイトなど)

ユーザーによる利用

【違法と知りながら行うダウンロードは違法】

2年以下の懲役もしくは
200万円以下の罰金またはその併科

違法対策

● 違法音楽・動画の削除要請

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
動画サイト	113,679	166,897	183,359	568,774	765,188	448,762
携帯	52,196	34,319	27,775	---	---	---
その他 (ストレージ、オークション)	71,991	69,564	123,140	244,673	158,375	163,897
合計	237,866	270,780	334,274	813,447	923,563	612,659

● P2Pユーザーに対する警告メール送信

ISPとの取り決めに基づき、P2Pユーザーに対する警告メールを送信(2010年6月以降、11,000件)

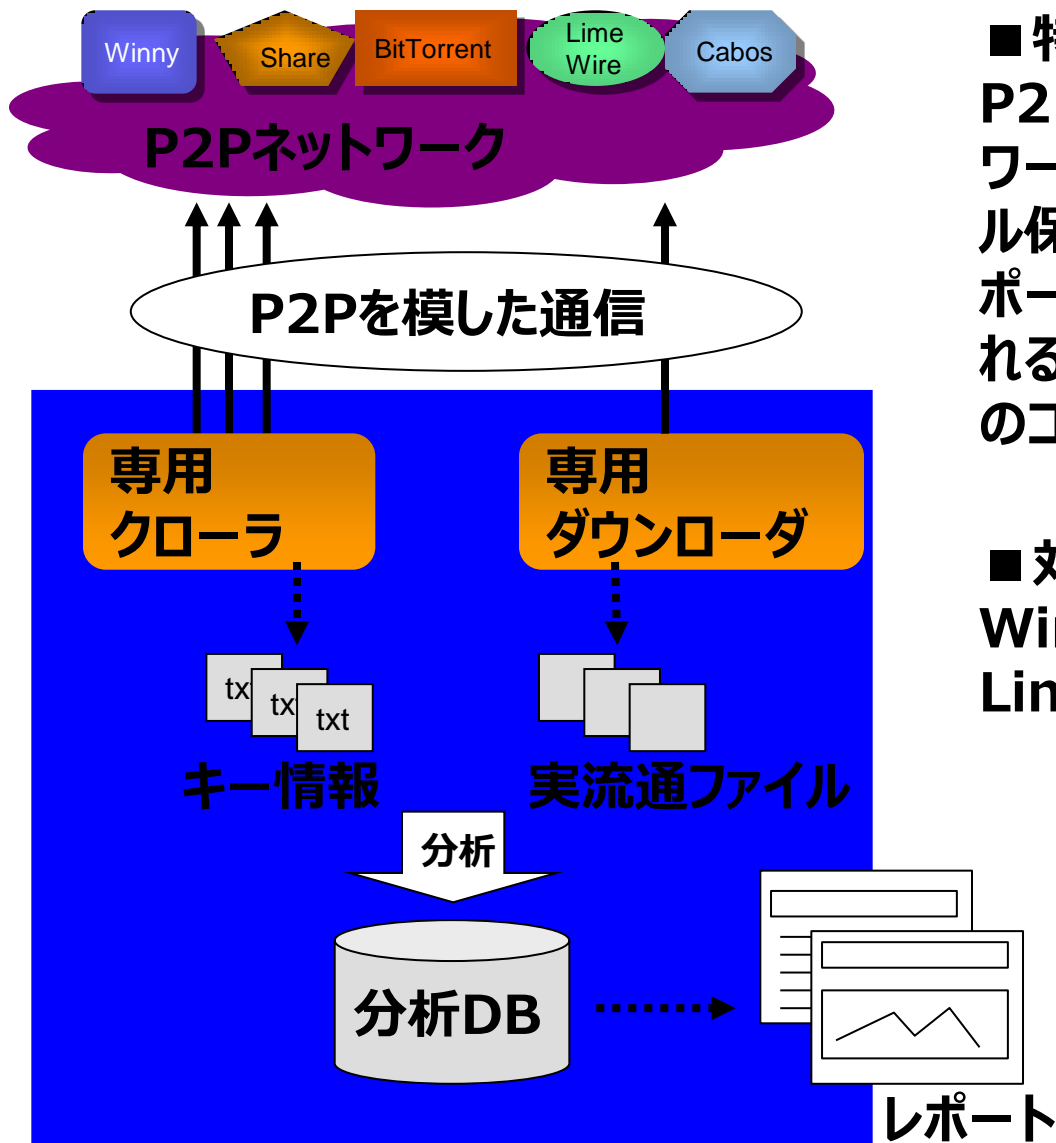
● P2P悪質アップローダーに対する損害賠償請求

民事による和解金の平均額は 70万円

● 警察による摘発

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
パッケージ	19件	13件	25件	17件	8件	7件
アップローダー	8件	5件	16件	22件	11件	20件

P2P認定システム (P2P FINDER) の概要



■特徴

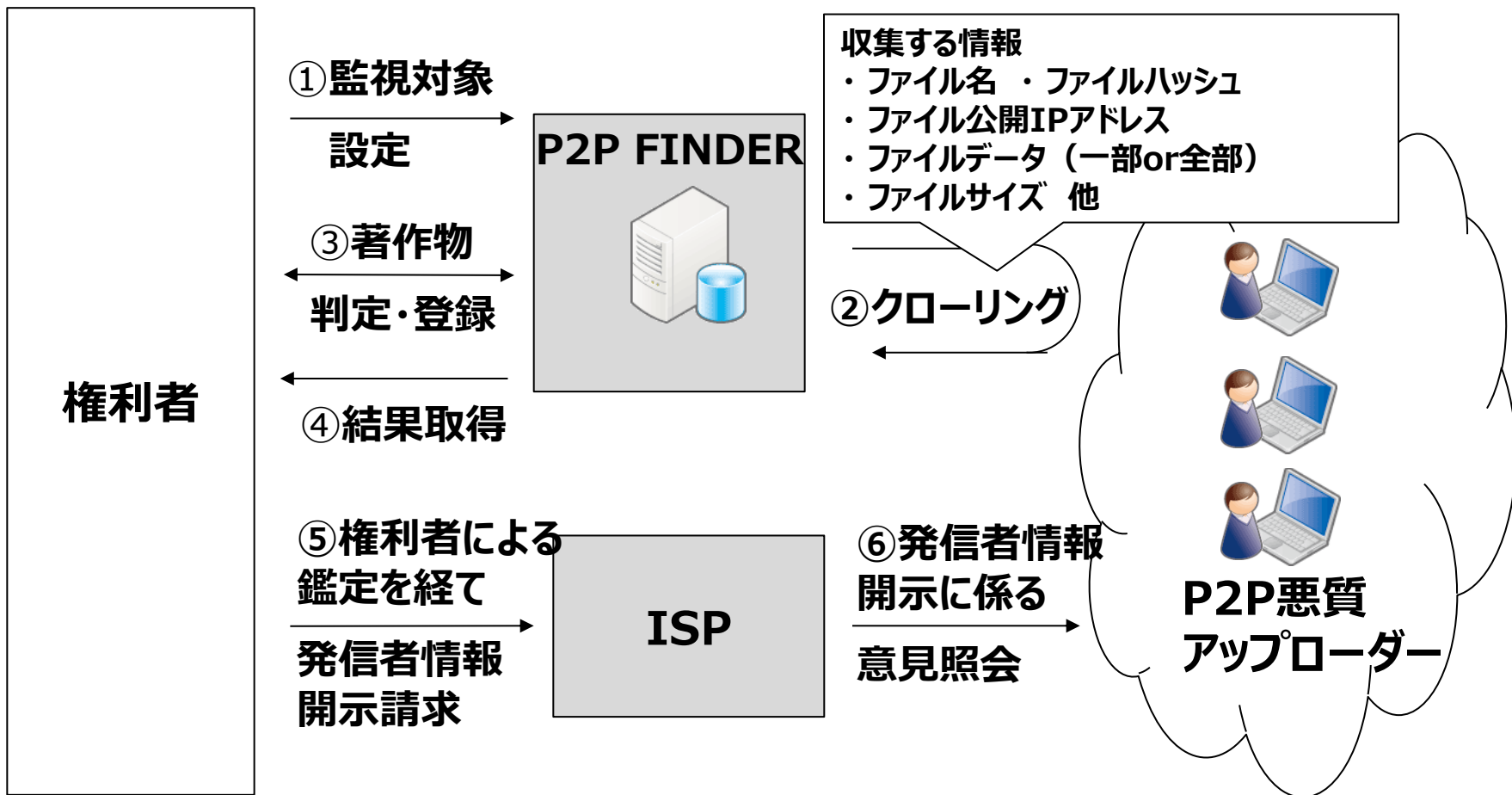
P2P FINDERは、各種P2Pネットワークに接続し、流通ファイルとファイル保持ノードの情報を収集、分析、レポートするサービス。ファイル名に含まれるキーワードを指定する事で、特定のコンテンツに特化した監視が可能。

■対応P2P

Winny、Share、
Limewire/Cabos、BitTorrent

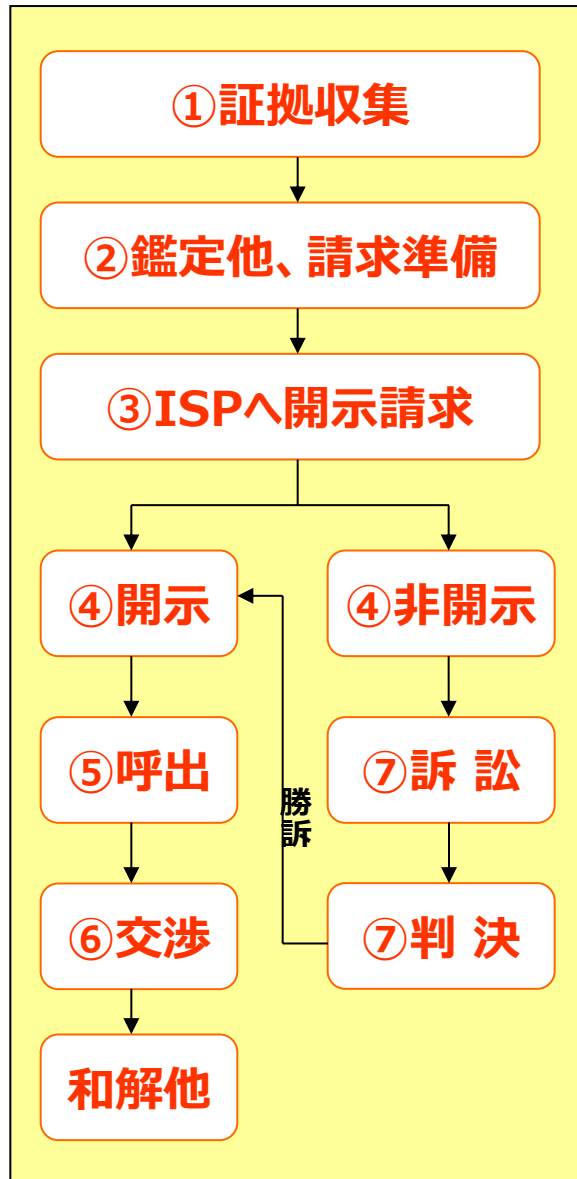
- ① 侵害者を特定
- ② ISPへ侵害事実の通知
+ 発信者の情報を開示請求

「P2P FINDER」を利用した発信者情報開示請求



※ 2016年4月、P2P型ファイル共有ソフトを利用した著作権侵害に対し、**特定方法等の信頼性が認められるシステムであると「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会 発信者情報開示関係WG 技術部会」**で認定された。 5

発信者情報開示請求の手續フロー



P2P悪質アップローダー情報開示請求フロー

- ① P2P FINDERにより、悪質アップローダーのIPアドレス特定、証拠ファイルの捕捉(DL)
- ② 会員レコード会社によるファイルの鑑定、弁護士への委任等、開示請求準備
- ③ 弁護士からプロバイダ(ISP)に対し開示請求
- ④ ISPから回答 (開示 / 非開示)
- ⑤ ④で開示された情報を元に、弁護士から悪質アップローダーへコンタクト (呼出)
- ⑥ 和解交渉
- ⑦ ④で非開示の場合、訴訟を提起し判決を得る
(⇒⑤、⑥へ進む)

発信者情報開示請求および同訴訟

【近年の状況】

年度	開示請求したアップローダー数 / 同ISP数	開示されたアップローダー数アップローダー / 同ISP数	
		訴訟外開示	訴訟による開示
2013年	33名 / 19社	28名 / 16社	5名 / 3社
2014年	14名 / 9社	14名 / 9社	※1
2015年	17名 / 8社	7名 / 5社	10名 / 5社

※1. 2014年度は、悪質アップローダー情報を警察へ提供し、刑事事件対応

なお、当協会会員レコード会社が提起した発信者情報開示請求訴訟は全て勝訴し、被告ISPより発信者情報の開示を受けている。

⇒ その後、開示された情報に基づき、損害賠償請求他で対応

報道関係各位

発信者情報開示請求訴訟において 違法アップローダーの氏名等の開示を命じる判決下る

2016年8月までに東京地裁および名古屋地裁は、インターネットへの接続を提供するインターネットサービスプロバイダ5社に対し、ファイル共有ソフトを利用してインターネット上で音楽ファイルを違法にアップロード(公開)している者10名の氏名、住所及び電子メールアドレス(以下、発信者情報)を、当協会会員レコード会社に開示するよう命じる判決を下しました。(中部ケーブルネットワーク株式会社/KDDI株式会社/株式会社朝日ネット/ソフトバンク株式会社/エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

本件は当協会会員レコード会社が昨年9月よりプロバイダ5社に対し、「プロバイダ責任制限法」第4条第1項に基づき、各レコード会社が権利を有している市販音楽CD音源をファイル共有ソフト“Cabos”を利用して許諾なくアップロード(公開)している者の行為が、各レコード会社の著作隣接権(送信可能化権)を侵害しているとして、損害賠償請求等を行うため、該当者の氏名、住所及び電子メールアドレスの情報開示を求めていました。

しかしながら、プロバイダ5社が発信者情報の任意開示に応じなかったため、2016年3月より各地方裁判所に発信者情報開示請求訴訟を提起していたものです。

●平成28年（ワ）第1399号 発信者情報開示請求事件

（名古屋地裁 平成28年6月27日判決）

＜原告＞ 株式会社トイズファクトリー、ユニバーサルミュージック合同会社

＜被告＞ 中部ケーブルネットワーク株式会社

＜裁判所の判断＞

本件ファイルは、それぞれ原告レコードの複製物であると認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

本件各利用者は、原告レコードの複製物である本件ファイルをコンピュータ内の記憶媒体装置に記録・蔵置した上、被告のインターネット接続サービスを利用し、被告からIPアドレスの割当てを受け、Gnutella互換ソフトウェアにより、本件ファイルを不特定の他の利用者からの求めに応じて、自動的に送信し得る状態にしたことが認められ、原告らが原告レコードについて有する送信可能化権を侵害したことが明らかである。

原告らは、被告に対してプロバイダ責任制限法4条1項に基づく発信者情報開示請求を行うに当たり、これらが「P2P FINDER」システムによって調査した結果であること、同システムの正確性が認定された複数の裁判例を挙げて、同システムの正確性が認定されていることを明らかにしている。